

令和6年6月開始

長野市施設案内予約システムの利用案内

【問い合わせ先】

長野市スポーツ課 026-224-5083

「長野市施設案内予約システム」ホームページアドレス

https://city.nagano.nagano.machikagi-remote.jp/users/sign_in

「長野市施設案内予約システム」操作マニュアル

<https://cms-city-nagano.cms8341.jp/cms8341/documents/15230/system-manual.pdf>

スマートフォン用
二次元バーコード

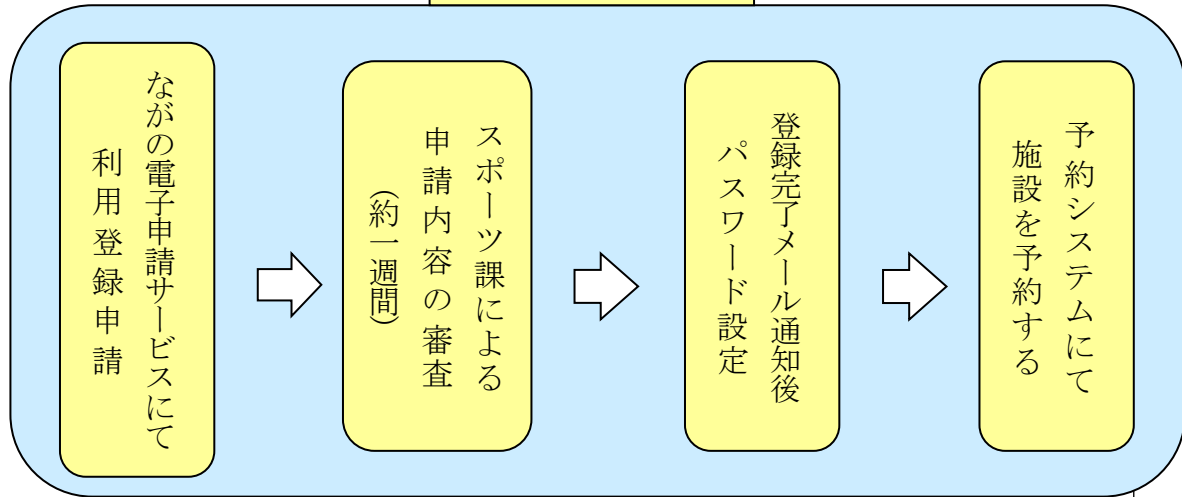


— 目 次 —

1	登録（新規登録）	P2
2	長野市施設利用登録証について	P3
3	パスワードの取扱い	P3
4	システムから予約できる施設	P4
5	システムの利用方法	P7
6	システムの利用時間	P7
7	利用申込み期間	P7
8	抽選申込み	P7
9	抽選結果の公開について・当選後利用手続き	P8
10	先着申込み・利用手続き	P9
11	予約の取消し	P10
12	使用許可の取り消し等	P11
13	その他	P11
14	免責事項	P11
15	施設利用にあたっての注意事項	P11
16	航空用ラジコン広場使用基準	P12
	参考条例	P13

利用手続きの流れ

利用者登録



施設予約・利用

団体（抽選申込可能コマ数：5件、先着申込可能コマ数：無制限）
 個人（抽選申込可能コマ数：2件、先着申込可能コマ数：無制限）
 ラジコン広場利用者（抽選：なし、先着申込可能コマ数：無制限）

●抽選申込期間

1日～抽選日前日

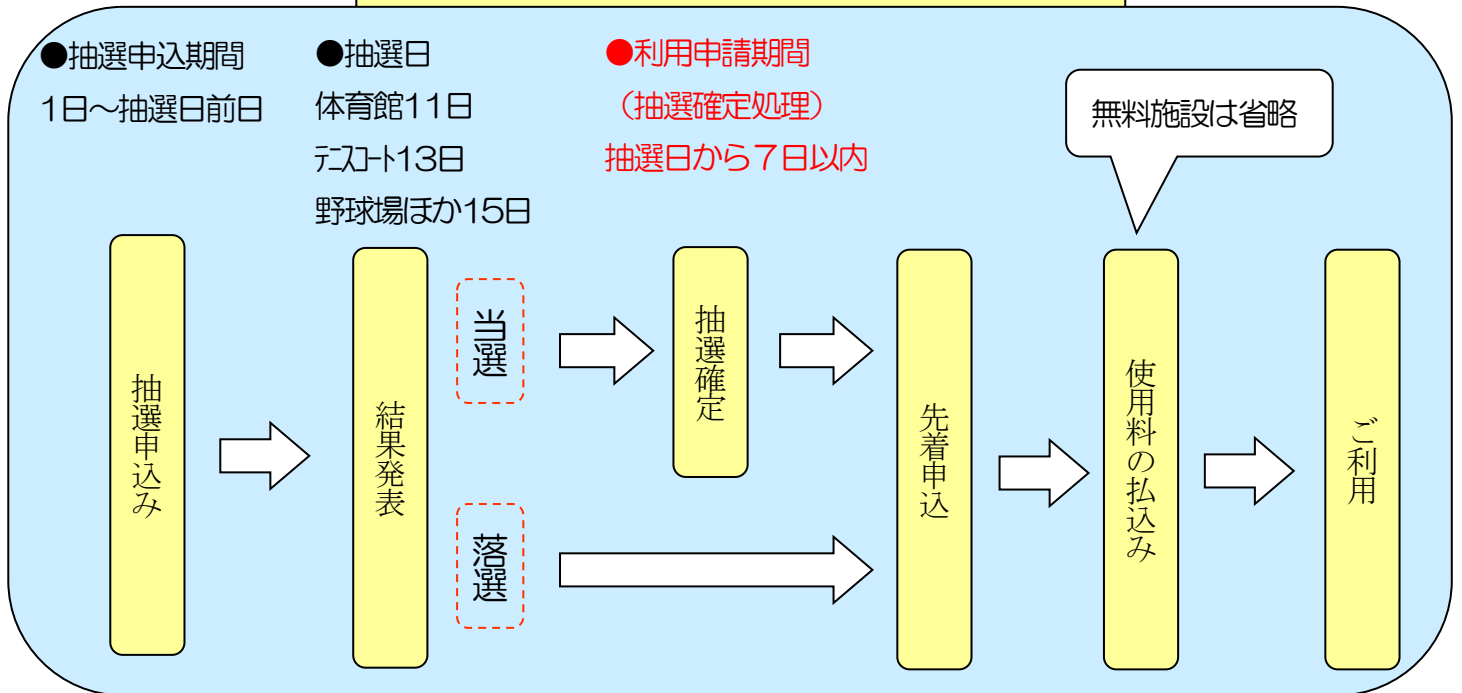
●抽選日

体育館11日
 テニスコート13日
 野球場ほか15日

●利用申請期間

（抽選確定処理）
 抽選日から7日以内

無料施設は省略



利用申込み期間表

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
抽選対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分

1 登録（新規登録）

1 登録について

- (1)長野市施設案内予約システム（以下「システム」という。）を利用して施設の予約等を行うためには、あらかじめ「長野市施設利用登録（以下「登録」という。）」が必要です。
- (2)登録は、「ながの電子申請サービス」において本案内に同意のうえお申しください。
- (3)インターネット等が使えない場合は、スポーツ課窓口にて登録申請を行ってください。

2 新規登録

(1) 新規登録できる方は次のとおりです。

○市内団体 代表者が18歳以上の市内に居住・在勤または在学する方で、市内に居住・在勤または在学する方によって過半数を構成する5名以上の団体

○市内個人 テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク屋内運動場、サンマリーンながの屋内運動場を利用する市内に居住・在勤または在学する個人

○ラジコン広場利用者 航空用ラジコン広場を利用する個人（11頁 使用基準をご確認ください）

(注)市内団体について、代表者となる方はお一人様1団体となります。また、40%以上が同じ構成員で別の団体の登録を申請することや、1団体を複数の団体に分けて申請することもできません。

(2) 団体登録の場合は「団体構成員」の入力が必須です。なお、特別な理由で構成員が多数所属する団体（育成会、地区の団体）は代表者5名以上を入力してください。

(3) 新規登録にはメールアドレスの登録が必須となります。

(注)「市内団体、市内個人、ラジコン広場利用者」をそれぞれ新規登録申請する場合、別のメールアドレスで申請する必要があります。

(4) お使いのPCやスマートフォン等の設定を確認し、以下のドメインのメールが受信できるよう設定変更をお願いします。

予約システムメールアドレス：`@machikagi-remote.jp`

(5) 登録の際、団体の場合は代表者、個人及びラジコンの場合は本人（以下「登録者」という。）が、本人であることを確認できる証明書（運転免許証・マイナンバーカード・学生証など、以下「身分証明書」という。）の写しを添付してください。

※提出いただいた個人情報、及び身分証明書の写しは、本目的以外で使用することはありません。

(6) **登録の有効期限は、市内団体・市内個人が登録日から3年後の12月31日、ラジコン広場利用者が登録日から1年後の前日となります。更新方法はその都度お知らせいたします。**

2 長野市施設利用登録証について

1 「長野市施設利用登録証（以下「登録証」という。）」は、希望者にのみ、ご登録いただいたメールアドレスにPDF形式でお送りいたします。

※インターネットを通して予約をおこなう場合、利用登録証は必要ありません。

学校開放を利用する方、インターネット環境がなく窓口で申し込む方にも、登録証を発行します。

2 「登録証」は、「登録者」以外は使用できません。また、「登録証」は「登録者」が責任を持って使用し、管理するものとします。

3 「登録証」の使用、管理に際して「登録者」が前項に違反した場合、その違反に起因して「登録証」が不正に利用され、「登録者」または第三者に損害を与えたときは、「登録者」がその責を負うものとします。

3 パスワードの取扱い

1 **パスワードの設定は、登録完了メールに案内URLがありますので、そちらから設定してください。**また、他人に知られないよう、取扱いにはご注意ください。

2 パスワードの変更は、システムで行ってください。

3 180日間ログインがない場合は、ログイン時に改めてパスワードを再設定していただきます。

4 システムから予約できる施設

1 運動公園

施設名		利用料	受付窓口 (利用料納入場所)
長野運動公園	総合体育館	有料	長野運動公園 総合市民プール (アクアウィング)
	補助体育館	有料	
	運動広場 ※照明利用料は有料	無料	
	テニスコート	有料	長野運動公園テニスコート
南長野運動公園	野球場	有料	南長野運動公園野球場
	体育館	有料	南長野運動公園体育館
	総合球技場(屋内練習場のみ)	有料	
	テニスコート	有料	南長野運動公園テニスコート

2 体育館

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
真島総合スポーツアリーナ	有料	真島総合スポーツアリーナ	
芹田体育館	無料	芹田公民館	スマートロックキー
川合新田体育館	無料	芹田公民館	スマートロックキー
古牧体育館	無料	古牧公民館	スマートロックキー
三輪体育館	無料	三輪公民館	スマートロックキー
古里体育館	無料	古里公民館	スマートロックキー
柳原体育館	無料	柳原交流センター	スマートロックキー
浅川体育館	無料	浅川公民館	スマートロックキー
北郷体育館	無料	スポーツ課	スマートロックキー
大豆島体育館	無料	大豆島公民館	スマートロックキー
朝陽体育館	無料	朝陽公民館	スマートロックキー
長沼体育館	無料	スポーツ課	スマートロックキー
裾花体育館	無料	安茂里公民館	スマートロックキー
安茂里体育館	無料	安茂里公民館	スマートロックキー
芋井体育館	無料	芋井公民館	スマートロックキー
篠ノ井体育館	無料	茶臼山スポーツ施設管理棟	茶臼山スポーツ施設管理棟
塩崎体育館	無料	篠ノ井交流センター	スマートロックキー
小松原体育館	無料	篠ノ井交流センター 川中島支所	スマートロックキー
松代体育館	無料	松代公民館	スマートロックキー
若穂体育館	無料	若穂公民館	スマートロックキー
川中島体育館	無料	川中島支所	スマートロックキー
更北体育館	無料	真島総合スポーツアリーナ	スマートロックキー(駐車場の鍵は、セブンイレブン長野真島店)
七二会体育館	無料	七二会公民館	スマートロックキー
信更体育館	無料	信更公民館	スマートロックキー
豊野体育館	無料	豊野公民館	スマートロックキー
戸隠体育館	無料	戸隠公民館	スマートロックキー
両京健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
上里健康スポーツセンター	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
大岡体育館	無料	大岡支所	スマートロックキー
信州新田体育館	無料	信州新田体育館	なし(管理人が開閉)
中条体育館	無料	中条交流センター	スマートロックキー
昭和の森公園 フィットネスセンター	無料	昭和の森公園 フィットネスセンター	昭和の森公園 フィットネスセンター

3 運動場

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所 許可書交付場所)
犀川第一運動場	無料	スポーツ課
犀川第二運動場	無料	
落合運動場	無料	
屋島運動場	無料	
安茂里運動場	無料	
茶臼山運動場	無料 ※照明利用料は有料	茶臼山スポーツ施設管理棟
篠ノ井運動場	無料	篠ノ井交流センター
西横田運動場		
西寺尾運動場	無料	松代公民館
更北運動場	無料	真島総合スポーツアリーナ
犀川南運動場	無料	川中島支所
今井運動広場	無料	川中島支所
大豆島運動場	無料	千曲川リバーフロントスポーツガーデン (駐車場の鍵は、セブンイレブン長野大豆島東店)
七二会運動場	無料	七二会公民館
小田切運動場	無料	小田切交流センター
芋井運動場	無料	芋井公民館
信更運動場	無料	信更公民館
豊野東山第一、第二運動場	無料	豊野公民館
戸隠運動場	無料	戸隠支所
柵運動場	無料	戸隠公民館
大岡運動場	無料	大岡支所
信州新町運動場	無料 ※照明使用料は有料	信州新町体育館
北部スポーツ・レクリエーションパーク 運動広場	有料	北部スポーツ・レクリエーションパーク 管理棟
御厨公園運動場	無料 ※照明使用料は有料	川中島支所
古里公園運動場	無料	古里公民館
青垣公園運動場	無料	松代公民館
若穂中央公園運動場	無料 ※照明使用料は有料	若穂公民館(許可書交付場所) 若穂中央公園テニスコート管理事務所 (照明使用料納付場所)

4 屋内運動場

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
茶臼山屋内運動場	無料	茶臼山スポーツ施設管理棟	茶臼山スポーツ施設管理棟
豊野屋内運動場	無料	豊野公民館	スマートロックキー
戸隠屋内運動場	無料	戸隠支所	スマートロックキー
鬼無里屋内運動場	無料	鬼無里公民館	スマートロックキー
大岡屋内運動場	無料	大岡支所	大岡支所
中条屋内運動場	無料	中条交流センター	スマートロックキー
サンマリーンながの 屋内運動場	有料	サンマリーンながの 屋内運動場受付	なし(管理人が開閉)
北部スポーツ・レクリエー ションパーク屋内運動場	有料	北部スポーツ・レクリエーション パーク管理棟	なし(管理人が開閉)

5 テニスコート

(通)・・・通年券販売場所

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口 (使用料・利用料納入場所)	鍵の授受場所
緑ヶ丘テニスコート	有料	浅川公民館 (通)	ナンバーロックキー
篠ノ井テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
茶臼山テニスコート	有料	茶臼山スポーツ施設管理棟 (通)	茶臼山スポーツ施設管理棟
御厨テニスコート	有料	川中島支所 (通)	川中島支所
川柳テニスコート	有料	篠ノ井交流センター (通)	篠ノ井交流センター
古里テニスコート	有料	古里公民館 (通)	ナンバーロックキー
大豆島テニスコート	有料	千曲川リバーフロントスポーツガ ーデン (通)	ナンバーロックキー (駐車場の鍵は、セブンイレ ブン長野大豆島東店)
豊野テニスコート	無料	豊野公民館	鍵なし
鬼無里テニスコート	無料	鬼無里公民館	鬼無里公民館
真島テニスコート	有料	真島総合スポーツアリーナ (通)	真島総合スポーツアリーナ
昭和の森公園テニスコート	有料	昭和の森公園フィットネスセンタ ー (通)	昭和の森公園フィットネスセ ンター

6 その他

施設名	使用料 (利用料)	受付窓口	鍵の授受場所
航空用ラジコン広場	無料	スポーツ課	
飯綱高原南グラウンド	有料	飯綱高原観光協会 (026-239-3185)	飯綱高原観光協会 (026-239-3185)

(注) 問い合わせはスポーツ課までお願いします。

(注) 本案内に基づく登録では、勤労者福祉施設及び後町ホールの予約はできません。

5 システムの利用方法

1 インターネットでの利用方法

本案内の表紙に記載されている「長野市施設予約システムホームページアドレス」により、インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン、タブレット端末等から接続し、ご利用ください（長野市のホームページからの接続も可能。）。

2 インターネット以外の利用方法（パソコン等をお持ちでない方）

- (1) 4頁「4 システムから予約できる施設」の受付窓口（以下「受付窓口」という。）でご利用ください。
- (2) 「受付窓口」での申込みは、「登録者」が「登録証」の提示をし、長野市が別に定める「長野市施設案内予約システム 予約・取消・抽選 申請書」を使用し申込みとします。
- (3) 「受付窓口」での予約は、「スポーツ課」または予約する施設の「受付窓口」のみで可能です。

6 システムの利用時間

1 施設の予約確認、抽選予約申し込み、先着予約申し込みは24時間利用が可能です。

※システムへのアクセスが集中した場合、動作が遅くなる場合があります。

2 受付窓口での申込み時間

- (1) 長野運動公園（総合市民プール）、南長野運動公園（体育館）、真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）、茶臼山スポーツ施設（管理棟）、昭和の森公園（体育館）、北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）の場合、休館日を除く日の午前8時30分から午後9時までとなります。
- (2) サンマリーンながの屋内運動場は、休館日を除く日の午前9時から午後9時までとなります。
- (3) スポーツ課、公民館、支所は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

7 利用申込み期間

システムから利用申込みのできる期間は、各年度の4月から3月までの1ヶ月ごとを単位として利用申込み期間とします。（2頁 利用申込み期間表参照）

8 抽選申込み

- 1 抽選申込みができるのは、市内団体と市内個人です。
- 2 抽選実施月の以下の日に翌月分の抽選申込みを受け付けます。

○体育館	1～10日
○テニスコート	1～12日
○野球場・運動場・屋内運動場・多目的運動広場	1～14日
- 3 抽選申込みは、1月につき団体登録者5件（5コマ）、個人登録者2件（2コマ）までです。
- 4 抽選申込み受付終了後、コンピューターが自動で抽選します。
- 5 ラジコン広場の抽選申込みはありません。

9 抽選実施日時について・当選後利用手続き

1 抽選実施日時について

(1)抽選は抽選実施月の以下の日時に行います。

○体育館	11 日午前7時
○テニスコート	13 日午前7時
○野球場・運動場・屋内運動場・多目的運動広場	15 日午前7時

(2)抽選結果は抽選終了後にメールでお知らせします。

2 抽選当選後の利用手続き

抽選当選後、7日以内に利用申請（抽選確定処理）を行ってください。7日が経過すると予約がキャンセルされます。※体育館：17日まで、テニスコート：19日まで、運動場：21日まで。

操作方法は、本案内の表紙に記載されている「操作マニュアル」のURLまたはQRコードからご確認ください。

なお、利用申請後（抽選確定処理後）は以下の通り手続きを行ってください。

(1)無料施設（4頁～6頁参照）

ご登録のメールアドレスに予約成立メールが通知されます。スマートロックキーの施設は、予約成立メールに記載されている暗証番号で開錠してください。施設の鍵の授受がある施設は、「予約成立メール」を鍵の授受場所に提示の上、行ってください。

(2)有料施設（4頁～6頁参照）

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、昭和の森公園会議室、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場

利用日までに各施設の受付窓口で利用料を納入してください。

○テニスコート

利用日までに各施設の受付窓口で使用料を納入してください。施設の鍵の授受がある施設は、使用料の納入後にご登録のメールアドレスに通知される「予約成立メール」を鍵の授受場所に提示の上、行ってください。なお、個人通年使用券をお持ちの方は、各施設の受付窓口利用者全員の通年券を提示してください。

3 鍵の貸し出しについて

鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所の場合は、利用日前の平日（午前8時30分から 午後5時15分まで）に鍵を受け取ってください。

鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所の場合、平日午後5時以降の当日予約及び土日祝日の当日予約をしても鍵を借りることができません。平日午後5時以降の予約は当日鍵の授受可能な時間内に、土日祝日の予約は事前の平日の鍵の授受可能な時間内に手続きをお願いします。

※「予約成立メール」を提示出来ない場合、システム内の「予約の確認画面」でも施設使用を認めます。

※長野運動公園テニスコート、南長野運動公園テニスコートでは当日予約が空いている面のみ、個人通年券での利用が可能です。

10 先着申込み・利用手続き

1 先着申込みについて

(1) 先着申込み受付期間は、抽選終了後（抽選日の午前7時）から当日利用時間開始までです（長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、昭和の森公園、北部スポーツ・レクリエーションパークの予約は前日まで、ラジコン広場の予約は利用日の前月1日からです）。なお、抽選結果公開日が受付窓口の休館日と重なる場合、各施設の受付窓口での申込みは開館日からとなります。原則、利用時間開始後のコマの予約は受け付けておりません。
※抽選は抽選日の午前7時から行います。抽選申込み件数が多い場合、先着申込み受付開始時間が遅れる可能性があります。

(2) 先着申込みの予約可能コマ数は無制限となります。

(3) 社会体育館のみ、2週間以内の予約について、団体・個人とも登録を行わなくても、予約が可能です。「身分証明書」をご持参のうえ、各施設の受付窓口（4頁参照）で予約を行ってください（18歳未満のみでの利用は不可。）。

また、市民以外の方も利用できますが、有料です。（問い合わせはスポーツ課まで）

2 先着申込みの利用手続き

12頁「2 抽選当選後の利用手続き」（1）～（3）と同様です。

操作方法は、本案内の表紙に記載されている「操作マニュアル」のURLまたはQRコードからご確認ください。

3 鍵の貸し出しについて

鍵の授受場所が公民館・交流センター・支所の場合、平日午後5時以降の当日予約及び土日祝日の当日予約をしても鍵を借りることができません。平日午後5時以降の予約は当日鍵の授受可能な時間内に、土日祝日の予約は事前の平日の鍵の授受可能な時間内に手続きをお願いします。

11 予約の取消し

1 無料施設

- (1) システムから予約の取消しを行ってください。インターネット等が使えない場合は、スポーツ課・各施設の受付窓口に、取消しの連絡をしてください。（施設の有効利用のために、キャンセルが確定しましたら、できるだけ早く取消しをお願いします。）
- (2) 閉庁日（12月29日～1月3日を除く土、日、祝日）に限り、長野運動公園（総合市民プール）、南長野運動公園（体育館）、真島総合スポーツアリーナ（管理事務所）、茶臼山スポーツ施設（管理棟）、昭和の森公園（体育館）、北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟）で予約の取消しを行うことができます。
- (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。

2 長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、昭和の森公園、北部スポーツ・レクリエーションパーク

- (1) 利用料の納入前であれば、システムから取消することができます。ただし、利用当日についてはシステムからの取消しができないため、利用開始時刻までに各施設の受付窓口へ電話をしてください。なお、当日の予約取消しの場合は取消しをしても利用料の納入が必要です。
- (2) 利用料が納入済みときは、利用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した利用料は原則返金できません。
- (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。

3 テニスコート（茶臼山、真島、昭和の森公園を除く）、サンマリーンながの屋内運動場

- (1) 使(利)用料の納入前であれば、システムから取消することができます。
- (2) 使(利)用料が納入済みときは、使(利)用料を納入した施設の受付窓口で取消しをしてください。ただし、一度納入した使(利)用料は原則返金できません。
- (3) 利用開始時刻までに予約取消しの手続きをせずに利用されなかった場合は、条例違反に当たりますので、使用許可の取り消し等の措置を講ずることがあります。

4 還付請求

- (1) 上記2の(2)及び3の(2)の場合、特別な事由（施設側の理由、天候など）があるときに限り、次のとおり還付請求（納入した使(利)用料の返還を求めること）をすることができます。

○長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ、茶臼山テニスコート、真島テニスコート、昭和の森公園テニスコート、北部スポーツ・レクリエーションパーク、サンマリーンながの屋内運動場

既納の利用料については、指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条及び同運動場条例施行規則第8条の規定により、還付請求することができます。（12頁参照）受付窓口に必要書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は受付窓口にお問い合わせください。

○テニスコート（茶臼山、真島、昭和の森公園を除く）

既納の使用料については、長野市営運動場条例第8条及び同条例施行規則第8条の規定により、還付請求することができます。（12頁参照）受付窓口に必要書類がありますので、還付の該当になると思われる場合は、事由発生日から一週間以内にスポーツ課にお問い合わせください。

12 使用許可の取り消し等

長野市営運動場条例及び同条例施行規則並びに指定管理者が管理する長野市営運動場条例及び同条例施行規則に違反した場合は、条例に基づき使用許可の取り消し、システムの利用停止等の措置を講ずることがあります。

13 その他

- 1 施設をご利用いただく際は、選挙等の公益上必要とされる利用が最優先されますので、使用許可を取り消す場合があります。（12 頁下段参照 参考条例：長野市営運動場条例 第5条第1項第4号）
- 2 緊急工事や設備の不具合により、使用できない期間が発生する可能性があります。その際には予約システム内のお知らせ欄に掲示しますので、定期的にご確認ください。

14 免責事項

- 1 利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について、市は一切の責任を負いません。
- 2 市が必要と認める場合は、システムの改修、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。
- 3 利用者が使用するパソコン等の障害、不具合、通信回線の障害その他市の責に帰さない理由によるシステムの障害等により発生した利用者の損害、および利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。
- 4 施設に不具合等が発見された場合など、施設の管理上支障があると認められるときは、利用許可の取消し及び利用の中断を行うことができることとします。また、このことによって生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。

15 施設利用にあたっての注意事項

- 1 使用の際は時間を厳守すること。
- 2 使用後は必ず所定の「使用日誌」へ記入を行うこと。（体育館及び屋内運動場のみ）
- 3 使用に際しては細心の注意を払い、施設を傷めないこと。
- 4 施設内及び敷地内は禁煙とすること。
- 5 体育館内への土足での立ち入り及びアリーナ内での飲食はしないこと。（運動中の水分補給を除く）
- 6 使用後は、施設の整備、ごみの片付けを必ず行い、消灯及び施錠を確認すること。
- 7 施設に損害を与えた場合は、利用者が損害賠償の責を負うこと。

16 長野市航空用ラジコン広場使用基準

1 使用条件

- (1) 予め「ながの電子申請サービス」から、航空用ラジコン広場の利用登録が必要です。
- (2) 使用者登録の有効期限は1年間です。
- (3) 実際に使用する時は、本案内の表紙に記載されている「長野市施設予約システムホームページアドレス」により、インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン、タブレット端末等から接続し、ご利用ください。
- (4) 当施設の使用による事故、けが等について、市は一切の責任を負いません。
- (5) 長野市運動場条例並びに同施行規則及び航空法等関係法令を遵守してください。
- (6) ラジコン保険等、損害賠償保険へ加入してください。
- (7) 未成年の方が利用するときは、必ず成人の監督者と利用してください。
- (8) 未成年の方が当施設を使用していたときに発生した事故、けが等については、同行している監督者が責任を負います。
- (9) ラジコンの飛行は同時に1機とします。
- (10) 使用順は先着順です。
 - (11) 1人当たり10分を目安に順番を守って使用してください。
 - (12) 施設の使用の際は管理者（市スポーツ課）及び航空用ラジコン広場愛護会の指示に従ってください。
 - (13) 使用終了後は、清掃・施設整備を行ってください。
 - (14) 事故が発生した時、施設に損害を与えた時、不審物を発見した時、その他不測の事態が発生した時は速やかにスポーツ課へ連絡してください。

2 飛行範囲

- (1) 広場での飛行範囲は、広場最南端から南北最長150m以内、東西最長550m以内の楕円形内の飛行とします。
- (2) 許可を受けている場合を除き、上空150m以上の飛行は禁止です。

3 開場時間

- (1) 午前9時から午後6時30分（日没が午後6時30分前のときは日没時）までです。

4 使用の制限

- (1) 施設の補修工事、降雨時や降雪など維持管理上、使用できないこともあります。
- (2) 河川増水時は使用を停止することがあります。
- (3) 大会等で使用のできない日があります。日程については市スポーツ課ホームページをご確認ください。
- (4) 規制事項に定めのない事項につきましては、施設管理者と事前に協議し、許可を受けてください。

5 禁止事項

- (1) 保険未加入者の飛行。
- (2) 他人の迷惑になる行為や危険な行為。
- (3) 広場以外、飛行可能範囲外での飛行。

※当使用規準を守らない場合、使用者登録を取り消す場合があります。

<参考条例>

・指定管理者が管理する長野市営運動場条例

第8条 第6条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、別表に定める運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 3 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

・同条例施行規則

第8条 条例第8条第7項の規定による利用料金（個人通年利用券及び個人月間利用券（以下「利用券」という。）に係る利用料金を除く。）の返還の額は、既に支払った利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用できなくなった場合で、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 利用者が、次に掲げる日までに、その利用の許可の取消しを申し出て、かつ、指定管理者が特別な事由があると認めるとき
ア 利用日前1月 100分の75 イ 利用日前5日 100分の50

・長野市営運動場条例

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の停止を命じ、若しくは許可の条件を変更し、又は退場を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りがあつたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) [公職選挙法](#)（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に利用する場合等公益上必要があると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特別な事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める日までにその使用の許可の取消しを申し出たとき。

・同条例施行規則

第8条 条例第8条ただし書の規定による使用料（個人通年使用券に係る使用料を除く。）の還付の額は、市長が別に定めるところにより、既に納めた使用料の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当し、かつ、特別な事由があると認めるとき 100分の100
- (2) 使用者が、次に掲げる日までに、その使用の許可の取消しを申し出て、かつ、特別な事由があると認めるとき
ア 使用日前1月 100分の75 イ 使用日前5日 100分の50